

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 43号

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「京都市子ども・子育て会議」を「京都市はぐくみ推進審議会」に改める。

第3条第1項第1号アを次のように改める。

ア イに掲げる者以外の者であつて、法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（以下「令」という。）第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。） 別表第2に掲げる額

第3条第1項第2号ア中「小学校就学前子ども」の右に「（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）」を加え、「別表第6」を「別表第3」に改め、同号イ中「別表第7」を「別表第4」に改め、同号ウ中「別表第8」を「別表第5」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第1号から第4号までに掲げる場合において、利用者（条例第4条第1項第1号に掲げる者であつて、保育所を利用する日において本市の区域内に住所を有するもの（以下「市内在住者」という。）に限る。第2号から第4号までにおいて同じ。）が法第59条第2号に規定する時間外保育を受けた場合における当該時間外保育に係る保育費用は、徴収するものとする。

第3条第2項第1号中「又は第28条第2項第2号」を削り、同項第2号イ中「次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額」を「168,999円」に改め、同号イ（ア）及び（イ）を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 利用者と同一の世帯に次に掲げる施設に入所し、又は通所している児童（当該利用者を除く。以下「特定児童」という。）が2人以上いる場合

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）

イ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（同項に規定する医療型児童発達支援を受ける場合及び同法第27条第2項の規定による委託が行われている場合に限る。）

ウ 児童福祉法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設（これらの項に規定する便宜の供与を受けるために入所し、又は通所する場合に

限る。)

エ アからウまでに掲げる施設に類する施設として別に定めるもの

第3条第2項第4号中「第4条第1項第5号」を「第15条の3第2項第2号」に、「同条第4項」を「令第4条第2項第6号」に改め、同項第5号中「利用者」の右に「(第1項第2号アに掲げる者であって、市内在住者以外の者(以下「市外在住者」という。)を除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 利用者と同一の世帯に特定児童が1人いる場合であって、当該利用者が利用者のうち年長の順序に従って2人目以降の者に該当する場合

第4条各号列記以外の部分中「別表第8」を「別表第5」に改める。

第5条中「又は第28条第2項第2号」を削る。

別表第2及び別表第3を削る。

別表第4非課税世帯の項を削り、同表均等割課税世帯の項中

「

3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

「

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

に改

め、同表備考1(2)中「第14条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に、「第14条の2第1項第1号」を「第14条第1号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同備考1に次のように加える。

(3) 利用者と同一の世帯に特定児童がいる場合

別表第4備考中2を削り、3を2とし、4を削り、同備考5中「(非課税世帯を除く。)」を削り、同備考5を同備考3とし、同表を別表第2とする。

別表第5を削る。

別表第6備考中2を削り、3を2とし、4を3とし、同表を別表第3とする。

別表第7を別表第4とし、別表第8を別表第5とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市保育所条例施行規則の規定は、令和元年10月分の京都市保育所条例第6条本文に規定する保育費用(以下「保育費用」という。)から適用し、同年9月分までの保育費用については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)